

おうみはちまん じもと応援クーポン&チケット取扱店舗等募集要項

コロナ禍及び物価高騰の影響を受ける事業者・市民を支援するため、近江八幡市で発行する「おうみはちまん じもと応援クーポン&チケット」の取扱店舗等を募集します。

1. 取扱店舗等の申込資格

近江八幡市内に店舗等を有している中小事業者等（中小企業基本法に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業主）

【対象となる事業者】

法人：市内に店舗等を有する中小企業者、小規模企業者

個人事業主：市内に店舗等を有する者

法人	本店登記	市内		市外
	店舗住所	市内	市外	市内
	申込資格	○	×	○

個人 事業主	住民登録	市内		市外
	店舗住所	市内	市外	市内
	申込資格	○	×	○

(中小企業者・小規模企業者)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

ただし、次の事業者は除きます。

- ・ 「7. クーポン等の利用対象とならないもの」のみを取り扱う事業者
- ・ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与している事業者

※本店登記または住民登録が市内である事業所に限らず、市内に店舗があれば登録可能としております。

2. 申込受付期間

令和4年7月25日(月)~8月12日(金)

※ 当該期間の申込受付分を、クーポン及びチケット(以下「クーポン等」という。)配布時に同封する取扱店舗等リストに掲載します。

(受付期間後もクーポン等取扱期間内の随時お申込みは可能です。)

3. 申込方法

※令和3年度 じもと応援クーポン、シニア向けチケットの登録事業者は、同封の「意向確認ハガキ」の送付により申込を受け付けます。(昨年度事業の登録内容に変更がない場合、以下の手続は不要です。)

【申込に必要なもの】

- ① じもと応援クーポン&チケット取扱店舗等登録申込書(別紙1)
- ② 市内に店舗等があることがわかる資料(確定申告書の写し、開業届等)
- ③ 中小企業者または小規模企業者であることがわかる資料 ※法人のみ
(確定申告書の写し、決算書等)
- ④ 暴力団排除に関する誓約書(別紙2)

上記の必要書類一式を、**郵送**で提出ください。(8月12日必着 持参可能。17:00まで)

あて先 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地 近江八幡市 総合政策部 市民生活・産業支援室 クーポン等取扱店舗等受付係
--

※ 様式は市ホームページからダウンロードできます。

※ 申込・登録料は不要です。

4. 申込後の流れ

- ・ 令和4年8月下旬以降、「じもと応援クーポン&チケット取扱店舗等登録証」と別途作成する「じもと応援クーポン&チケット取扱マニュアル(登録取扱店用)」(以下「マニュアル」という。)等をお送りします。※令和3年度以前登録事業者には「登録証」は送付しません。
- ・ 申込資格が無い場合など、登録が出来ない場合はその旨通知します。

5. 取扱店舗等の広報

- ・ 取扱店舗等リストを作成し、市内全世帯に送付するほか、市ホームページに掲示します。
- ・ 申込受付期間を過ぎて申し込みがあった場合は、市ホームページのみの掲示となります。
- ・ クーポン等が利用可能であることを明示する店舗掲示用のポスター、ステッカーをマニュアル送付時に併せて配布する予定です。
- ・ 詳細は、マニュアルに記載します。

6. クーポン等の換金について

(1) 換金申請期間

令和4年10月3日(月)～令和5年3月31日(金)

※期間外の換金の依頼は一切受付できませんので、期日厳守でお願いします。

(2) 換金スケジュール

使用済みクーポン等の受付締め日を設け、原則週1回の支払い日を設定する予定です。(会計処理

の都合により、週1回払いができない場合があります。) 詳細はマニュアルに記載します。

(3) 換金手続き

回収したクーポン等と、換金依頼書を持参いただきます。詳細はマニュアルに記載します。

(4) 換金申請場所 (予定)

近江八幡市文化会館 練習室、及び 産業経済部商工労政課 (安土町総合支所2階)

7. クーポン等の利用対象とならないもの

- (1) 出資又は債務の支払 (税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- (2) 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法 (昭和59年法律第68号) 第2条第3号に規定する製造たばこの購入 (電子たばこや加熱式たばこを含む。)
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業に係る支払
- (5) 土地若しくは家屋の購入、家賃、地代又は駐車料 (一時預りを除く。) 等の不動産に係る支払
- (6) 現金との換金又は金融機関等への預け入れ
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の支払
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他近江八幡市又は、各登録取扱店が指定するもの

8. その他留意事項

- ・ 取扱店舗等において利用期間内に限り利用可能です。
- ・ 現金との引き換え、釣り銭の支払いはできません。
- ・ クーポン等には偽造防止対策が施してあります。お取引の際は十分にご注意ください。なお、盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者 (近江八幡市) は責を負いません。
- ・ 取扱店舗等において、クーポン等の利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識できるよう明示してください。

【おうみはちまん じもと応援クーポン&チケット事業の概要】

名称	コロナに負けるな！ おうみはちまん じもと応援クーポン&チケット事業
発行額 (予定)	約4億1,000万円 (見込み)
発行部数 (予定)	約8万2,000冊
発行単位	1セット クーポン3,000円 (500円×6枚) チケット2,000円 (200円×10枚)
額面	クーポン500円、チケット200円
利用条件	クーポン：税込1,000円以上の買い物につき1,000円毎に500円クーポン1枚が利用可 チケット：1枚200円の商品券として利用可
利用期間 (予定)	令和4年10月1日 (土) ~令和5年2月28日 (火)
配布対象者	近江八幡市民 約82,000人 (令和4年8月1日住基登録)

9. お問い合わせ・担当

近江八幡市 総合政策部 市民生活・産業支援室（担当：土井、橘、今井）

Tel 0748-36-5589 e-mail 010501@city.omihachiman.lg.jp